

渋谷区暑熱対策施設の指定及び運用基準

(目的)

第1条 本基準は、気候変動適応法（平成30年法律第50号）第21条の規定に基づく指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）及び熱中症予防やクールシェアを目的とし区民に開放する施設（以下「クールシェアスポット」という。）の指定及び運用について必要な事項を定め、熱中症による健康被害の発生を防止することを目的とする。

(クーリングシェルター等の指定要件)

第2条 区長は、次の各号に掲げる要件の全てを満たしている施設について、クーリングシェルターとして指定するものとする。

- (1) 渋谷区内に所在する施設であること。
- (2) 適当な冷房設備を有すること。
- (3) あらかじめ定める開放可能日及び時間帯において、渋谷区域に係る熱中症特別警戒情報が発表されたときは、当該施設を区民その他の者に無料で開放することができること。
- (4) あらかじめ定めた受け入れ可能人数に対して、区民その他の者の滞在のために供すべき部分について、必要かつ適切な空間を確保すること。
- (5) 施設を管理する職員が常駐していること。

2 区長は、次の各号に掲げる要件の全てを満たしている施設は、クールシェアスポットとして指定するものとする。

- (1) 渋谷区内に所在する施設であること。
- (2) 一定時間涼しく快適に過ごせる屋内又は屋外に必要なかつ適切な空間があること。
- (3) 当該施設を区民その他の者に無料で開放することができること。
- (4) 施設を管理する職員が常駐していること。ただし、屋外施設の場合はこの限りではない。

(民間施設の指定)

第3条 クーリングシェルターの指定を受けようとする民間施設の管理者は、別途区長と協定書を締結しなければならない。

2 クールシェアスポットの指定を受けようとする民間施設の管理者は、別記様式により、区長に申請しなければならない。

(開設の期間)

第4条 クーリングシェルター及びクールシェアスポット（以下「暑熱対策施設」という。）は、次に掲げる期間に開設する。

- (1) クールシェアスポットは、6月1日から9月30日までの間、開放する。
- (2) クーリングシェルターは、国が定める熱中症特別警戒情報の運用期間、開放する。
- (3) 前2号の期間中に開放する日時は、事前に公表している各施設の受け入れ可能な日及び時間帯とする。

(周知方法)

第5条 暑熱対策施設の周知方法は、次のとおりとする。

- (1) 区長は、区ポータルサイトにおいて、名称、所在地、対象場所、受け入れ可能な日及び時間帯等をまとめた施設一覧を掲載する。
- (2) 区長は、受入可能人数を掲載する（クーリングシェルターに限る。）。
- (3) 暑熱対策施設の管理者は、暑熱対策施設の出入口付近にポスターを掲出する。ただし、施設において実施が困難な場合を除く。
- (4) 暑熱対策施設の管理者は、暑熱対策施設の出入り口付近にのぼり旗を掲揚する。ただし、施設において実施が困難な場合を除く。

(熱中症特別警戒情報発表時の情報提供等)

第6条 クーリングシェルターの管理者は、環境省が行う熱中症特別警戒情報のメール配信サービス等に登録し、主体的に情報収集を行うものとする。

- 2 熱中症特別警戒情報が発表された場合、区長は、対象日の当日午前9時30分までに、クーリングシェルターの所管課及び施設管理者に対し、Eメール等により情報提供及び施設の開設依頼を行うものとする。
- 3 Eメールの不具合、閉庁時等により前項の依頼を実施できない場合は、各暑熱施設の管理者は、環境省が行うメール配信サービス等からの情報収集により自主的にクーリングシェルターを開設しなければならない。

(運用方法)

第7条 暑熱対策施設の管理者は、次のことに留意して施設を運用する。

- (1) のぼり旗やポスターは外部から視認しやすい場所に掲示すること。
- (2) 暑熱対策施設の対象場所は、熱中症を回避できる適切な温度とすること。
- (3) クーリングシェルター又はクールシェアスポットの対象場所において、椅子や扇風機等がある場合に、可能な範囲でこれを貸与すること。

- (4) 飲料及び冷却剤の配備のある施設においては、体調不良者に提供を行うこと。
- (5) 各施設において可能な範囲で巡回等声掛けを行うこと。
- (6) 施設利用者の求めや健康観察の結果、必要と判断した場合は、救急隊の要請等を行うこと。
- (7) 救急車到着までの間、別に定めるフローチャートを参考に、可能な限り初期対応を行うこと。
- (8) 判断に困った場合には、東京消防庁救急相談センター（＃７１１９）に相談すること。

附 則（令和７年２月１９日区長決裁）

この基準は、令和７年２月１９日から施行する。

別記様式

渋谷区クールシェアスポット指定申請用紙

渋谷区長 殿

【施設情報】

施設の内容		記載欄
施設名称※		
所在地※		
電話番号		
受け入れ可能な期間※	期間	
	時間	
	特記事項	
施設の所在がわかる URL※		
受け入れ可能人数		
暑さをしのぐ場所※		例) 1階 ロビー

※の内容については、渋谷区のポータルサイトに掲載します。

【申請者情報】

担当者情報	記載欄
担当者氏名	
所属	
連絡先（電話番号）	
連絡先（Eメールアドレス）	

当施設は、渋谷区クールシェアスポットに指定されることに同意します。

施設名
代表者名